

目次

凡例

資料解説

一 証言記録

一 コーデル・ハル

- 1 一九四一年五月の日米交渉 (三)
- 2 日米首脳会談開催と二〇月二日の対日回答 (四)
- 3 一月初頭の蔣介石の陳情とその対策 (五)
- 4 一月七日の定例閣議 (五)
- 5 一月七日の野村提案と奇襲攻撃についてのグルー警告 (六)
- 6 一月二〇日の日本案 (乙案) とその批判 (六)
- 7 日本デッド・ラインを一月二九日と決定 (八)
- 8 「ハル・ノート」は大統領と協議のうえで提出されたものである (八)
- 9 通信員の質問に対する回答 (九)
- 10 一月二八日の戦争諮問会議での発言 (九)
- 11 陸海軍に対する國務省情報の通告 (一〇)
- 12 オーストラリア公使による日米交渉仲介の拒絶 (一一)
- 13 議会宛てメッセージを開戦前に送らなかった理由 (一一)
- 14 天皇宛て親電を送付することに反対した理由 (一一)
- 15 日米交渉の目的 (一一)

二 ヘンリー・L・スチュムソン

- 1 スチュムソンの「日記」(一三一—二〇〇)
- 2 来栖特派の情報 (二〇〇)
- 3 大統領の六ヶ月休戦案に反対 (二〇〇)

4 閣議、米国の対日参戦についての国民の支持を確信 (二二) 5 マッカーサー將軍からの報告 (二二) 6 日本から先に最初の一発をうたせる必要がある (二二) 7 日本軍、大規模の南進を開始 (二二) 8 ハル、「私はそれから手を引いた。いまやそれは君とノックスー陸海軍一の手中にある」と発言 (二三) 9 先制攻撃の開始を要望 (二三) 10 東南アジアで日英が開戦すれば、日米開戦も誘発されるであろう (二三) 11 二月一日、二日の動静 (二四) 12 二月七日午前のハル、ノックス、スチンソン会談 (二四) 13 米国政府は日本の真珠湾攻撃よりも前に対日参戦を決定していたか否か (二五) 14 大統領に対する真珠湾事件の処置報告の手紙 (二六)

三 サムナー・ウェルズ (國務次官)

1 大西洋会談への出発の時期と到着の時刻 (二九) 2 大西洋憲章のなかに極東問題や対日併行行動の問題が含まれていると考えてよいか (二九) 3 チャーチルの提案——一九四一年八月一〇日付けの文書—— (三〇) 4 米国政府宣言草案 (三一) 5 英国政府宣言草案とオランダ政府用宣言草案など (三一) 6 共同宣言、同時宣言、併行行動の問題 (三三) 7 英国の併行行動 (三七) 8 日本が英領と蘭領のみを攻撃したばあいの米国の態度 (三九) 9 八月一七日の対日警告とその効果 (四〇) 10 米英間にひそかに軍事協定が締結されていたか (四〇)

四 ジョセフ・C・グルー

1 「ハル・ノート」に対する日本側の反応 (四二) 2 天皇宛ての大統領メッセージの手交経緯 (四三) 3 「ハル・ノート」は最後通牒とみなすことはできない (四四) 4 一九四〇年九月一二日付けの國務長官宛て電報 (四五) 5 一九四一年八月一七日の対日通告を最後通牒とみなすかどうか (四六) 6 「ハル・ノート」の反応についての二月五日付けの國務長官宛て報告 (四七)

五 ハロルド・R・スターク

1 アンレス占領の準備 (四九) 2 キメル提督の不安の訴え (五〇) 3 一九四一年九月二四日付けの真珠湾爆撃計画を暗示する東京電報はみていない (五〇) 4 「ハル・ノート」の提出前後 (五一) 5 いわゆる「戦争

- 警告」の電報(五二) 6 タラント空襲の戦訓(五三) 7 二月七日朝の主要行動(五四) 8 真珠湾攻撃は奇襲である(五五) 9 一九四一年四月から一〇月にかけての大西洋における米国海軍作戦計画の概要(五六)
- 10 西半球防衛計画の骨子(五七) 11 大西洋における米独戦争(六〇) 12 真珠湾攻撃についての大統領に対する海軍長官の報告(六一) 13 日米間の貿易禁止による効果の研究(六三) 14 キメル提督の退役(六六)
- 六 ジョージ・C・マーシャル
- 1 傍受電報とその処理(六七) 2 真珠湾攻撃時に米航空機ハワイ上空に到着(六八) 3 「ハル・ノート」について(六九) 4 傍受電報のハワイへの提供(六九) 5 真珠湾に停泊中の艦隊警護の責任(七〇) 6 「マジック」処理の責任(七〇) 7 ショート將軍の解任(七一)
- 七 ローヤル・E・インガソル
- 1 暗号書の破棄(七二) 2 米国の領土内でなく、南太平洋で攻撃を受けても、米国は参戦したかどうか(七二)
- 3 一九三七年末三八年初頭のロンドン派遣とその目的(七三) 4 日本との戦争の可能性(七五) 5 一九三八年初頭のロンドン会議の参加者(七六) 6 対日戦争の作戦計画(七七) 7 戦略的概念としての大西洋第一主義(七九)
- 八 リッチモンド・K・ターナー
- 1 海軍情報部の任務(八〇) 2 対英・蘭軍事交渉(八〇) 3 対日全面禁輸の影響の検討(八二) 4 一月二七日の「戦争警告」発令の事情(八三) 5 戦争到来の予測(八四) 6 米国に対する参戦密約の有無(八五)
- 九 レオナード・T・ゼロー
- 1 「ABC—1、2」およびシンガポール報告は大統領の承認をえたものではない(八七) 2 極東情勢通報の検討(八七)

一〇 J・O・リチャードソン

1 大統領とリチャードソン太平洋艦隊司令長官との会談(九〇)

一一 ハズバンド・E・キメル

1 太平洋艦隊の戦力削減(九二) 2 ハワイ地区防衛の責任は陸軍にある(九二) 3 海軍作戦部長はタラント空襲の戦訓を軽視し、真珠湾に魚雷防禦装置の設備を怠った(九三) 4 傍受されたホノルルからの日本の泊地電報についての情報は全然伝達されなかった(九四) 5 海軍省に宛てた退役要求の手紙(一九四二年一月二八日(九六)) 6 スタークに宛てた手紙一九四二年二月二日(九六) 7 日本の暗号焼却をどのように考えたか(九七) 8 日本海軍の渡洋攻撃力の過小評価(九八) 9 一月二七日の「戦争警告」は真珠湾攻撃警戒の通報にならない(九八) 10 日本の真珠湾攻撃の予想(九八) 11 対独戦争第一主義(一〇二) 12 大統領が日本艦船の航路に小舟三艘を出してその動きを監視することを命じたという事実をどのように考えたか(一〇三)

一二 ウォルター・C・シヨート

1 諸情報、ハワイ陸軍管区司令官に達せず(一〇四) 2 ハワイ攻撃に対する警告は皆無であった(一〇六) 3 サポータージュ(破壊工作)防止対策(一〇八) 4 陸海軍はハワイの防衛対策をまったく考慮していなかったか(一〇八)

一三 ウイルキンソン

1 傍受電報、解読、翻訳の責任とその配布先(一一〇) 2 一九四一年九月二四日付けのホノルルからの泊地電報(一一二) 3 ハワイ攻撃の可能性(一一三) 4 暗号の傍受は日本に知られていたか(一一三)

一四 シャーマン・マイルズ

1 一九四一年九月二四日付けの東京電報(一一四) 2 十一月一日付け、ならびに十一月二九日付けの東京電

報(二一六) 3 暗号解読の遅延とその対策(二一七)

一五 リューファス・S・フラットン

1 一四部の日本の回答の傍受とその対策(二一八) 2 日本の泊地電報についての検討(二一九) 3 日本大使館、暗号を破棄す(二二〇)

一六 ロバート・E・シュルツ

1 日米交渉打切りの通告を内容とする日本の秘密電報を傍受し、二月六日午後九時半、これを大統領に手交す(二二一)

二 証拠書類.....一三三

一 大統領指令

一 ルーズベルトよりハルへの「覚書」

1 ルーズベルトよりハルへの「覚書」一九四一年一月八日(二二五) 2 財務長官より大統領宛書信一九四一年一月三〇日(二二五) 3 蔣介石總統よりの電報メッセージ一九四一年一月三〇日受(二二五)

二 ルーズベルトよりチャーチルへのメッセージ

1 国務省送信電報一九四一年一月七日(二二六)

三 大統領よりハルへの「覚書」

1 日本政府宛同時声明案一九四一年八月一〇日(二二六) 2 洋上にて大統領発ハル宛「覚書」一九四一年八月十五日(二二七) 3 洋上にて大統領発ハル宛「覚書」一九四一年八月二日(二二七) 4 大統領、英首相会談後、ウェルズ氏が国務省に届けた日本大使宛対日通告文案(二二七)

四 大統領より英首相宛メッセージ一九四一年八月一八日

1 ハルより大統領宛メッセージ(一二七) 2 国務省発信電報一九四一年八月一八日(一二八)

五 大統領の天皇宛親電案

1 親電案一九四一年一月一六日(一二八) 2 同別案一九四一年一〇月一六日(一二八) 3 国務省・政治関係アドバイサーの意見一九四一年一〇月一六日(国務長官に具申の親電時機尙早論)(一二九) 4 親電修正案一九四一年一〇月一六日(政治アドバイサーによるもの)(一三〇)

六 極東問題に関する大統領の、及び大統領宛「覚書」その他の文書

1 グルー駐日大使発ルースベルト大統領宛書信一九四〇年二月一四日(日米関係と欧州戦局との関連につき質問及意見)(一三〇) 2 ルーズベルト大統領よりグルー大使宛返信一九四一年一月二二日(世界戦略との関連に於てい説明)(一三三) 3 国務省より大統領宛「覚書」一九四一年二月五日(ウォルシュ書信の取扱について)(一三四) 4 陸軍長官よりマ將軍宛指示一九四一年七月(一三四) 5 陸軍次官宛「覚書」一九四一年七月二八日(在比部隊に一千万ドル配布)(一三五) 6 陸軍長官より大統領宛報告一九四一年一〇月二二日(新四発爆撃機の戦略任務に付て)(一三五) 7 回章(一九四一年一月二五日軍事情報)(一三八) 8 陸軍長官より大統領宛報告一九四一年一月二六日(日本の印度支那向け船団行動)(一三九)

七 開戦当日、大統領の政府議会首脳者への説明

1 「覚書」一九四一年二月一三日(開戦の情況説明および質疑)(一四〇)

二 ハル提案、「覚書」

一 暫定協定に関する資料

1 国務省極東局より国務長官宛具申一九四一年一月一日(暫定協定案について)(一四九) 2 極東局ハミルトン氏より国務長官宛提出文書一九四一年一月一九日(モーゲンソウ案に関する意見)(一五二) 3 海軍作戦部長より国務長官宛所見一九四一年一月二二日(暫定協定案について)(一五二) 4 極東情勢に関する参謀次長代理より参謀総長宛覚書一九四一年一月二四日(暫定協定案討議について)(一五四) 5 陸軍より国務長官宛所見一九四一年一月二二日(東洋情勢について)(一五四) 6 日本大使に手交すべきオーラルステートメント案及び暫定協定案一九四一年一月二二日(使用せられずと注記)(一五五) 7 日米協定基礎案

- の概要(仮案) 一九四一年一月二二日(一五七) 8 国務省会談「覚書」一九四一年一月二二日(暫定協定に関する日本側提案及び回答案について、米英蘭豪中各代表会談)(一五八) 9 提案中の「暫定協定」に関する一九四一年一月二四日付仮案(一五九) 10 一九四一年一月二四日付国務長官より大統領宛「覚書」(暫定協定案の対日提示文書案等を提出)(一六一) 11 電報文案(対英)一九四一年一月二四日(右「覚書」に添付の対英メッセージ案)(一六一) 12 国務省会談「覚書」一九四一年一月二四日(日本に提示する暫定協定案について、米、英、中、蘭、豪代表会談)(一六二) 13 暫定協定案(最終案)一九四一年一月二五日(一六三) 14 米国日本間合意に対する基礎案要旨一九四一年一月二五日(一六五) 15 在重慶ラチモア博士発電報一九四一年一月二五日(蔣介石の暫定協定構想に対する反対について)(一六七) 16 蔣総統より宋子文発電報一九四一年一月二五日(暫定協定構想に対する強硬なる反対を主張)(一六七) 17 国務省会談「覚書」一九四一年一月二五日(暫定協定案一部修正意見につき米英代表会談)(一六八) 18 国務省会談「覚書」一九四一年一月二五日(暫定協定に対する蔣総統の反対について米中代表会談)付・郭外相発胡適大使宛電報(一七〇) 19 国務省会談「覚書」一九四一年一月二五日(米中および米蘭)(一七一) 20 国務長官より大統領宛「覚書」一九四一年一月二六日(暫定協定構想の断念について)(一七二) 21 国務省会談「覚書」一九四一年一月二七日(日米関係について、英大使、国務次官会談)(一七三) 22 国務省会談「覚書」一九四一年一月二七日(暫定協定について、豪公使、国務長官会談)(一七四) 23 国務省発信電報一九四一年一月二七日(駐重慶米国大使宛暫定協定構想の経緯)(一七四) 24 国務省会談「覚書」一九四一年一月二九日(日米会談につき英大使、国務長官会談)(一七六) 25 中国大使よりハルに手交された「覚書」一九四一年一月二二日(暫定協定構想破棄に感謝)(一七六)
- 二 天皇宛親電に関する「覚書」
- 1 国務長官より大統領宛「覚書」一九四一年一月二九日(天皇宛親電の取扱について)(一七八)
- 三 ウェルズによる大西洋会談「覚書」
- 1 国務省会談「覚書」一九四一年八月二〇日(洋上にて、サー・カドガン、国務次官協議)(一七九) 2 国務省会談「覚書」一九四一年八月二一日(洋上にて、英米の協力につき、大統領、英首相その他会談)(一七九)
- 四 一〇カ条提案に関する国務省記録

1 國務長官より日本大使に手交された「覚書」(「いわゆるハル・ノート」)一九四一年一月二六日(オーラルに及び日米協定の基礎概略)(一八〇) 2 國務省スポークスマンによる口頭の新聞発表一九四一年一月二六日(一八三) 3 國務省の新聞発表、第五八五号一九四一年二月七日(一八三) 4 大統領記者会見に関する要録一九四一年二月二日(一八三)

五 暫定協定に関する記録——(実らなかった打開策具申)

1 モーゲンソウ財務長官の打開策具申一九四一年一月一八日(二月一七日付具申、対日緊張を緩和し独の敗北を確実ならしむる課題へのアプローチに就て)(一八四) 2 國務省会談「覚書」一九四一年一月一八日(日米会談について、國務長官、キヤムベル英公使会談)(一八九) 3 國務省会談「覚書」一九四一年一月二九日(豪州の調停申出について、國務長官、カセイ豪公使会談)(一九〇) 4 國務省会談「覚書」一九四一年一月三〇日(豪公使来栖大使会見について、國務長官、豪公使会談)(一九〇) 5 國務省とタイ当局との間の会談記録

1 國務省会談「覚書」一九四一年八月七日(タイ国に対する米の態度について、タイ国公使・ハミルトン会談)(一九一) 2 國務省会談「覚書」一九四一年八月一日(兵器購入の承認について、タイ公使、ベック会談)(一九二) 3 國務省会談「覚書」一九四一年八月一八日(日本の攻撃ありたる場合の米の態度につき、國務長官、タイ公使会談)(一九三) 4 國務省発信電報一九四一年一月三日(駐タイ米公使宛英よりの航空機派遣言明につき)(一九四) 5 國務省会談「覚書」一九四一年一月四日(タイ国情勢につき、キャンベル公使、ウェルズ國務次官会談)(一九四) 6 國務省受信電報一九四一年一月六日(在バンコク米公使宛、英よりの航空機派遣問題等につき)(一九五) 7 國務省発信電報一九四一年一月一日(駐バンコク米公使宛航空燃料供給について)(一九五) 8 國務省発信電報一九四一年一月一八日(駐バンコク米公使宛、対戦車砲等供給不能云々)(一九五) 9 國務省会談「覚書」一九四一年一月二八日(タイ国援助について、タイ公使、ハミルトン等会談)(一九六) 10 國務省受信電報一九四一年一月二八日(駐バンコク米公使宛、タイ国内情勢)(一九六) 11 國務省受信電報一九四一年二月六日(駐重慶米国大使宛、中国政府よりの通報について)(一九六) 12 國務省発信電報一九四一年二月六日(駐バンコク米国公使宛、対タイ借款延長について)(一九六) 13 國務省受信電報一九四一年二月七日(駐バンコク米公使宛、日本軍の侵入に就て)(一九七)

七 國務省ファイルよりの種々の文書

1 日本の經濟情勢に関する定期報告一九四一年九月二十九日記(駐東京米國大使館商務參事官発)(一九七七) 2
 國務省會談「覚書」一九四一年一月二五日(極東情勢につき、國務長官、英大使會談)(一九八) 3 陸軍省
 より國務省への通報一九四一年一月一五日(ホノルル司令官よりの報告について)(一九八)

八 日本の情勢に関する米英會談關係の國務省書類拔萃

1 國務省會談「覚書」一九四一年二月七日(極東情勢について、英側大使館參事官米側極東局ハミルトン會談)
 (一九九) 2 チャーチル氏より大統領宛メッセージ一九四一年二月一五日(二〇〇) 3 駐東京英國大使より
 英國外相宛電報(要旨)一九四一年四月一三日(二〇一) 4 海軍作戰部長より大統領宛「覚書」一九四一年四
 月二十九日(海軍戰略に關し對英照會結集の報告)(二〇二) 5 海軍長官より大統領宛「覚書」一九四一年五月八
 日(英内閣防衛委よりの正式回答について)(二〇四) 6 國務省會談「覚書」一九四一年一〇月一七日(米日關
 係について、國務長官、英國大使會談—野村大使の英國大使訪問について)(二〇四) 7 國務省會談「覚書」
 一九四一年一月二二日(米日會談について、英國大使、ウェルズ國務次官會談—日本外相、駐日英國大使會見
 に關連)(二〇七) 8 駐ワシントン英國大使館よりハル國務長官宛書信一九四一年一月二十九日(「ハル・ノー
 ト」の「写し」を要望)(二〇八) 9 駐ワシントン英國大使よりハル國務長官宛書信一九四一年二月一日(タ
 イ國との不可侵條約と共同防衛作戰について)(二〇八) 10 駐ワシントン英國大使より大統領宛書信一九四一年
 一二月八日(ロンドンより通報の軍事情報について)(二〇九)
 八 日米關係に関する議會へのメッセージ案(國務省によるもの)
 1 メッセージ案(二〇九)

九 日米關係に関する議會へのメッセージ案(陸海軍兩省によるもの)

1 海軍長官より大統領宛書簡及びメッセージ案一九四一年一月二十九日(二一〇) 2 陸軍長官より大統領宛
 「覚書」及びメッセージ案日付記載なし(二二三)

三 陸海軍省指令

一 海軍省発信の至急電報(一九四一年四月一日—二月六日)

1 海軍作戦部長より全海軍区宛一九四一年四月一日(土、日曜、休日を警戒せよ……)(二二六) 2 海軍作戦部長より太平洋、アジア艦隊長官、関連管区宛四月四日(出師準備指令)(二二六) 3 海軍作戦部長より在支駐在武官宛四月一八日(情報取扱について)(二二六) 4 海軍作戦部長より各艦隊長官、在ロンドン連絡官宛七月三日(日本は対ソ攻撃か……)(二二七) 5 海軍作戦部長よりアジア、太平洋艦隊長官宛年七月三日(日本商船の移動について)(二二七) 6 海軍作戦部長よりアジア艦隊長官宛年七月七日(東京・ベルリン間の日本外交電報解説および商船情報)(二二八) 7 海軍作戦部長より同長官宛七月七日(南部仏印基地要求に関する日本外交電報の通説)(二二八) 8 海軍作戦部長より同長官宛七月一五日(日本の南部仏印進駐の決意……外交電報解説)(二二九) 9 同部より同長官宛七月一七日(右と同様の別電)(二二九) 01 海軍作戦部長より同長官宛七月一九日(広東総領事より東京宛外交電報解説……日本の南進戦争決意)(二三〇) 11 第一六海軍区司令官より海軍作戦部長宛七月一九日(東京は三国同盟尊重不変)(二三〇) 12 同司令官より海軍作戦部長、アジア、太平洋艦隊長官その他宛七月二〇日(東京・ウィシー間外交電報解説)(二三〇) 13 海軍作戦部長より太平洋、大西洋艦隊長官その他各部分宛七月二五日(「戦争計画第五一号」実施)(二三一) 14 同部長より各艦隊長官、第一五海軍区司令官、在ロンドン連絡官宛七月二五日(海陸軍同文発信対日経済制裁実施に伴う警報)(二二二) 15 海軍作戦部長より各艦隊長官宛八月一四日(日本商船は全て本国へ帰航中)(二二二) 16 海軍作戦部長より太平洋、大西洋艦隊長官、在ロンドン連絡官、本国各沿岸防備指揮官その他宛八月二八日(米商船の護衛を開始)(二二三) 17 同部長より海軍各部分宛一〇月九日(「戦争計画」改正)(二二三) 18 同部長より各艦隊長官宛一〇月一六日(第三次近衛内閣辞職に際し、日本の経済見通し……)(二二三) 19 海軍作戦部長より全商船宛一〇月一六日(太平洋に於ける航路指定)(二二三) 20 同部よりサモア群島根拠地隊指揮官、第一一第一六海軍区司令官、太平洋に於ける航路指定)(二二三) 21 同部より第一六海軍区司令官、太平洋艦隊長官、その他宛一〇月一七日(全商船宛警報に留意……)(二三四) 22 海軍作戦部長より第一二海軍区司令官宛一〇月一七日(太平洋横断船舶にトレス海峡通航を指示)(二二四) 23 海軍作戦部長より太平洋艦隊長官宛一〇月一七日(ウェーク、ミッドウェー兩飛行場の警戒を指示)(二二四) 24 同部より第一一第一六海軍区司令官宛一〇月二四日(軍用輸送船の護衛実施に関する指示)(二三四) 25 同部より太平洋、アジア艦隊長官、第一一第一六海軍区司令官宛一〇月四日(西半球よりの日本船舶の撤退進展……)(二二五) 26 海軍作戦部長より太平洋、アジア艦

- 隊長官、第一二、第一四海軍区司令官宛 一月一八日（米船団の航路指示）（二三五） 26 海軍作戦部よりアジア艦隊長官、太平洋沿岸防備司令官宛 一月二〇日（航路指定に關連）（二三五） 27 海軍作戦部よりアジア、太平洋兩艦隊長官宛 一月二一日（日本の米蒙航路哨戒）（二二五） 28 太平洋艦隊長官より海軍作戦部宛 一月二二日（北方航路具申）（二二六） 29 海軍作戦部より太平洋艦隊長官宛同日（北方航路不許可）（二二六） 30 同部より同長官宛 一月二三日（航路指定に關連）（二二七） 31 第二海軍区司令官より海軍作戦部宛 一月二三日（陸軍輸送につき具申）（二二七） 32 海軍作戦部長よりアジア、太平洋兩艦隊長官、第一一、第一三、第一五海軍区司令官宛 一月二四日（日本の奇襲來攻の可能性につき警告）（二二七） 33 海軍作戦部長よりアジア艦隊司令長官宛 一月二四日（日本海軍に關する情報の處理方につき指示）（二二八） 34 同部長より第一二海軍区司令官宛 一月二五日（航路指定について）（二二八） 35 海軍作戦部より全防備隊指揮官、第一四、第一六海軍区司令官、太平洋、アジア兩艦隊長官宛 一月二七日（航路指定の機密扱予告）（二二八） 36 海軍作戦部長よりアジア、太平洋兩艦隊長官宛 一月二七日（本電は戦争警告と見なさるべし……）（二二八） 37 海軍作戦部長より第一、宛三一第一三、第一五海軍区司令官その他宛 一月二七日（破壊行動に警告）（二二九） 38 海軍作戦部長より太平洋北部、同南部沿岸防備隊指揮官宛 一月二八日（陸軍の西部防衛司令官宛警報を引用）（二二九） 39 海軍作戦部長よりアジア艦隊長官宛 二月二日（支那海西部に哨艦配置を指令）（二二九） 40 同部長よりアジア、太平洋兩艦隊長官、第一四、第一六海軍区司令官宛 二月三日（日本の暗号機械破壊命令）（二三〇） 41 海軍作戦部よりアジア艦隊長官、第一六海軍区司令官宛 二月三日（同上、別報）（二三〇） 42 同部より東京、バンコック、北平、上海各駐在海軍武官宛 二月四日（文書焼却を命令）（二三〇） 43 同部より北平、天津兩海兵隊分遣隊指揮官宛同日（文書焼却を命令）（二三一） 44 同部よりグアム根拠地指揮官宛同日（文書焼却を命令）（二三一） 45 海軍作戦部長より太平洋艦隊司令長官宛 二月六日（離島の臨戦準備について）（二三二） 46 第一四海軍区司令官より海軍作戦部長宛同日（日本領事館にて文書焼却終了）（二三二）
- 二 陸軍省・ハワイ軍政部門の通信抜萃（一九四一年七月八日～二月七日）
- 1 陸軍省先任副官よりハワイ方面陸軍司令官（シ・ート中將）宛 一九四一年七月八日（日本の政策について）（二三一） 2 海軍作戦部長より太平洋、アジア、大西洋各艦隊長官、第一五海軍区、在ロンドン特別海軍連絡官宛 七月二五日（海陸軍同文発信対日經濟制裁実施に伴い警報……一の14に同じ）（二三二） 3 同部長より大西

洋、太平洋、アジア各艦隊長官宛一〇月一六日（第三次近衛内閣総辞職に際し日本の政情見通し……一の18に同じ）（二三三） 4 陸軍省先任副官よりハワイ方面陸軍司令官（シ・オート中将）宛一〇月二〇日（日本の情報に關する判断）（二三三） 5 海軍作戦部長よりアジア、太平洋、各艦隊長官、第一一第一三、第一五海軍区宛一二月二四日（日本の奇襲來攻の可能性につき警告……一の32に同じ）（二三三） 6 陸軍省よりハワイ方面陸軍司令官（シ・オート中将）宛一二月二六日（B24による偵察任務）（二三三） 7 参謀総長よりハワイ方面陸軍司令官宛一二月二七日（対日会談終了に付き警告及び指令）（二三三） 8 参謀総長より西部防衛司令官宛同日（同上警告指令）（二三四） 9 参謀総長より極東方面陸軍司令官（マッカーサー大將於マニラ）同日（同上警告指令）（二三四） 10 参謀本部G2よりハワイ方面軍政部G2宛同日（破壊行動警告）（二三四） 11 極東方面司令官より参謀総長宛一二月二八日（復命）（二三四） 12 ハワイ方面司令官より参謀総長宛同日（復命）（二三四） 13 陸軍省よりハワイ軍政部宛同日（破壊行動警告・指令）（二三四） 14 陸軍省よりハワイ方面陸軍司令官宛同日（同上航空軍關係）（二三五） 15 西部防衛區司令部より参謀総長宛同日（復命）（二三五） 16 カリブ海方面防衛司令官より陸軍省先任副官宛一二月二九日（復命）（二三五） 17 ハワイ軍政部より陸軍省先任副官一二月二九日（復命）（二三五） 18 カリブ海方面防衛司令官より陸軍省先任副官宛同日（復命）（二三六） 19 ハワイ方面陸軍司令官より陸軍航空軍司令官宛一二月四日（破壊活動防止に付き復命および具申……一一・一〇受信）（二三六） 20 参謀本部G2よりG2ハワイ局本部長宛一二月五日（日本の氣象放送について）（二三七） 21 参謀総長よりハワイ方面陸軍司令官宛一二月七日（日本側より通告時刻の指定を受けた……）（二三七）

四 作戦部長指令

一 スターク、リチャードソン両提督間の書簡集
 1 スタークよりリチャードソン宛一九四〇年五月七日（太平洋艦隊のハワイ進出などについて）（二三八） 2 リチャードソンよりスターク宛一九四〇年五月一三日（世界情勢の見積りなどについて）（二三九） 3 スタークよりリチャード宛一九四〇年五月二日（艦隊作戦計画の準備などについて）（二四〇） 4 リチャードソンよりスターク宛一九四〇年五月二日（艦隊のハワイ進出目的の照会など）（二四一） 5 スタークよりリチャードソン宛一九四〇年五月二七日（艦隊のハワイ進出の目的などについて）（二四三） 6 スタークよりリチャードソン宛一九四〇年六月二日（艦隊の有事即応態勢などについて）（二四六） 7 リチャードソンよりスタ

- ーク宛一九四〇年六月二日（ハワイ陸軍部隊の警戒態勢について）（二四七） 8リチャードソンよりスターク宛一九四〇年九月一日（ノックス海軍長官の艦隊視察について）（二四九） 9スタークよりリチャードソン宛一九四〇年一月一日（情勢見積りなどについて）（二五三） 10リチャードソンよりスターク宛一九四〇年一月九日（ルーズベルト大統領との会談要旨）（二五四） 11リチャードソンからスターク宛一九四〇年一月二日（現在の国際情勢から見た艦隊の地位と準備）（二五四） 12スタークよりリチャードソン宛一九四〇年一月二日（真珠湾に泊艦船の対空防禦について）（二五八） 13スタークよりリチャードソン宛一九四〇年一月二日（真珠湾に泊艦船の対空防禦について）（二五九） 14リチャードソンよりスターク宛一九四〇年一月二日（艦隊の安全対策などについて）（二六〇） 15スタークよりリチャードソン宛一九四〇年一月二日（海軍基本戦争計画について）（二六三） 16スタークよりリチャードソン宛一九四〇年一月二日（艦隊の安全手段などについて）（二六三） 17リチャードソンよりスターク宛一九四一年一月七日（奇襲攻撃に対する艦隊の安全について）（二六六） 18リチャードソンよりスターク宛一九四一年一月二五日（太平洋艦隊の作戦計画について）（二六七）
- 二 スターク、キメル両提督間の書簡集
- 1キメルよりスターク宛一九四一年一月二七日（真珠湾防衛陸軍部隊の装備の欠陥などについて）（二七〇）
 2スタークよりキメル宛一九四一年二月一〇日（太平洋艦隊の作戦計画について）（二七一） 3キメルよりスターク宛一九四一年二月一八日（艦隊の現状などについて）（二七二） 4スタークよりキメル宛一九四一年二月二五日艦隊作戦計画作成時の希望などについて）（二七六） 5スタークよりキメル宛一九四一年四月一九日（日本を牽制する艦隊兵力の行動などについて）（二八〇） 6キメルよりスターク宛一九四一年四月二三日（艦隊乗員の整備について）（二八二） 7スタークよりキメル宛一九四一年五月五日（海軍長官の艦隊視察などについて）（二八三） 8キメルよりスターク宛一九四一年五月二六日（弾薬補給の促進について）（二八四） 9キメルよりスターク宛一九四一年五月二六日（艦隊の現状について）（二八五） 10キメルよりスターク宛一九四一年五月二六日（艦隊の現状について）（二八五） 11キメルよりスターク宛一九四一年六月四日（ハワイ陸海軍航空部隊間の協定について）（二九三） 12キメルよりスターク宛一九四一年七月二六日（海軍次官の艦隊視察について）（二九四） 13キメルよりスターク宛一九四一年七月三〇日（ソ連極東領へ

の飛行機輸送に空母の使用について) (二九七) 14 スタークよりキメル宛 (ペンシルベニア艦長クック大佐宛の「写し」) 一九四一年七月三日 (独ソ戦の開始に伴う日本の動向などについて) (二九八) 15 キメルよりスターク宛一九四一年八月二日 (レーダーの重要性について) (三〇〇) 16 スタークよりキメル宛一九四一年八月一九日 (太平洋戦争の準備の優先順位などについて) (三〇一) 17 キメルよりスターク宛一九四一年八月二六日 (艦隊航空関係要員の急速補充について) (三〇九) 18 キメルよりスターク宛一九四一年八月二六日 (艦隊乗員の急速充員について) (三一〇) 19 キメルよりスターク宛一九四一年九月二日 (太平洋艦隊の強化などについて) (三一二) 20 スタークよりキメル宛一九四一年九月三日 (日本の動向と太平洋艦隊の作戦方針などについて) (三一三) 21 スタークよりキメル宛一九四一年一〇月一七日 (東條内閣の成立と日本の動向について) (三一四) 22 キメルよりスターク宛一九四一年一〇月二二日 (日本の内閣交替で実施した艦隊の警戒配備などについて) (三一七) 23 キメルよりスターク宛一九四一年一〇月二九日 (日本の対ソ攻撃の可能性について) (三一九) 24 キメルよりスターク宛一九四一年十一月六日 (南洋群島における日本軍の動静などについて) (三一九) 25 スタークよりキメル宛一九四一年十一月七日 (艦隊の増強について) (三二〇) 26 スタークよりキメル宛一九四一年十一月四日 (極東情勢の見積りなどについて) (三二二) 27 キメルよりスターク宛一九四一年十一月五日 (太平洋艦隊の要求実現について) (三二五) 28 スタークよりキメル宛一九四一年十一月二五日 (艦隊要求の実現困難な事情について) (三二六) 29 キメルよりスターク宛一九四一年十二月二日 (離島基地の強化状況などについて) (三二八) 30 キメルよりスターク宛一九四一年十二月二日 (日本軍の真珠湾攻撃に ついて) (三三二)

三 スターク、ハート両提督間の書簡集

1 スタークよりハート宛一九四〇年一〇月二二日 (米人婦女子の引揚げなどについて) (三三四) 2 スタークよりハート宛一九四〇年十一月二二日 (極東情勢について) (三三四) 3 スタークよりハート宛一九四一年九月二二日 (大西洋および極東情勢について) (三三六) 4 スタークよりハート宛一九四一年一月八日 (中国から海兵隊の引揚げなどについて) (三三九)

四 クラ地峡警戒警報に関する海軍至急電

1 第一四海軍区司令官より海軍作戦部宛一九四一年一月二八日 (日本軍の行動に関する情報) (三四〇)

- 海軍作戦部よりアジア艦隊司令長官宛太平洋艦隊司令長官に通報一九四一年一月三〇日(日本軍の行動確認について)(三四〇) 3 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛一九四一年一月三〇日(航空偵察の結果について)(三四〇) 4 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛一九四一年二月一日(航空偵察の結果について)(三四〇) 5 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛一九四一年二月一日(航空偵察の結果について)(三四〇) 6 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛太平洋艦隊司令長官通報一九四一年二月二日(航空偵察の結果について)(三四一) 7 アジア艦隊司令長官より中国派遣米軍司令官宛海軍作戦部通報一九四一年二月二日(航空偵察の結果について)(三四一) 8 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛一九四一年二月三日(航空偵察の結果について)(三四二) 9 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛一九四一年二月四日(航空偵察の結果について)(三四一)
- 五 蘭印警戒警報に関する海軍至急電
- 1 海軍作戦部よりアジア艦隊、太平洋艦隊宛一九四一年一月二日(日本軍部隊のパラオ付近集結情報について)(三四一) 2 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛一九四一年一月二日(日本軍部隊のパラオ付近集結情報の確度について)(三四一) 3 ロンドン駐在米海軍特別オブザーバーより海軍作戦部宛一九四一年一月二日(日本軍部隊のパラオ付近集結情報の確度に関するオランダの要望)(三四二) 4 海軍作戦部長よりロンドン駐在米海軍特別オブザーバー宛一九四一年一月二日(オランダの要望に対する回答)(三四二) 5 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛太平洋艦隊司令長官通報一九四一年一月二日(日本軍部隊のパラオ付近集結情報に関する判断)(三四三) 6 海軍作戦部よりロンドン駐在米海軍特別オブザーバー宛一九四一年一月二日(日本軍部隊のパラオ付近集結情報に関する見解)(三四三) 7 アジア艦隊司令長官より海軍作戦部宛太平洋艦隊司令長官通報一九四一年一月二日(パラオ付近集結情報の情報源について)(三四三) 8 ロンドン駐在米海軍特別オブザーバーより海軍作戦部宛一九四一年二月三日(この情報に対するオランダ政府の計画について)(三四四) 9 海軍作戦部長よりロンドン駐在米海軍特別オブザーバー宛一九四一年二月五日(オランダ政府の計画に関する見解)(三四五)

五 參謀總長指令

- 一 マーシャル、シポート両將軍の交換書簡（一九四一年二月七日～二〇月二八日）
 - 1 參謀總長陸軍大將G・C・マーシャルよりハワイ方面陸軍司令官陸軍中將W・C・シポート宛、二月七日付（海軍施設防護をめぐり海軍との関係及びキメル大將の人柄等について注意と説明）（三四六）
 - 2 シポート中將よりマーシャル大將宛、二月九日付（海軍との協力、防空改善等全般にわたる所見具申）（三四八）
 - 3 參謀總長よりシポート司令官宛、三月五日付（防空優先を示唆）（三五二）
 - 4 シポート司令官より參謀總長宛三月六日付（見張用電探の優先裝備を具申）（三五二）
 - 5 參謀總長よりシポート司令官宛三月十三日付（カネオへ防備強化に同意）（三五三）
 - 6 參謀總長よりシポート司令官宛三月十五日付（電探敷地に付き内務省と交渉中）（三五四）
 - 7 シポート司令官より參謀總長宛三月十五日付（ハワイ軍管区内防空事情の概況）（三五四）
 - 8 參謀總長よりシポート司令官宛三月二八日付（新飛行場計画等を承認）（三五五）
 - 9 シポート司令官より參謀總長宛四月一四日付（陸戦用拠点陣地用地の借上げ要望）（三五六）
 - 10 シポート司令官より參謀總長宛五月二日付（概算にて予算配分方を要請）（三五六）
 - 12 參謀總長よりシポート司令官宛五月五日付（拠点陣地用地借上げの件承認）（三五七）
 - 13 ハワイ軍管区司令部より陸軍省エモンズ中將宛覚書、五月二五日付（諸案件に付き事務連絡）（三五七）
 - 14 シポート司令官より參謀總長宛五月二九日付（防備演習の概要報告）（三五八）
 - 15 參謀總長よりシポート司令官宛七月三日付（レクリエーション施設案却下）（三五九）
 - 16 シポート司令官より參謀總長宛七月一日付（新飛行場用地にキババを進言）（三五九）
 - 17 シポート司令官より參謀總長宛七月二五日付（航空の件で海軍との協力進展）（三六〇）
 - 18 參謀總長よりシポート司令官宛八月一九日付（新迎撃機基地としてキババ却下、カフク・ポイントを指定の説明）（三六〇）
 - 19 參謀總長よりシポート司令官宛一〇月一日付（軍管区標準作戦要領中、航空隊の負担過大なりと指摘）（三六〇）
 - 20 シポート司令官より參謀總長宛一〇月一四日付（航空隊員に対する陸戦任務配分の真意を説明）（三六一）
 - 21 參謀總長よりシポート司令官宛一〇月二八日付（右諒承、但、整備要員の多忙化を予想）（三六一）
- 二 ハワイ防衛に関するマーシャル「覚書」（オアフ島は世界最強の要塞……）（三六一）

三 マーシャルの地上兵力に関する「覚書」(主として、米地上兵力圧縮による対英武器援助増大構想に対する批判)(三二二)

四 ハワイ、パナマに対する警報(一九四〇年六月一七日)について

1 退役陸軍少将G・V・ストロングよりマーシャル大將宛「覚書」一九四五年二月五日付(ハワイ、パナマ向け警報発令に至った当時の情勢と経緯に付て)(三二七) 2 参謀総長室に於ける一九四〇年六月一七日会議の要点(フランス崩壊後に於ける大西洋およびハワイ方面の情勢研究および防備問題等について)(三六九)

六 日本外交電報

第一部 東京と駐米大使館間の外交電報

○……米側『真珠湾攻撃記録』(A)と昭和二年二月外務省編纂『外交資料』日米交渉記録の部』(B)の双方に記述してあるもの。

△……Aに記述されているが、(B)に記述されていないもの。

*……Bに記述されているが、(A)に記述されていないもの。

一 第二次近衛内閣時代(一九四一年七月二日—七月一七日)

△1七月二日東京回章一三九〇(御前会議決定事項の要旨)(三七二)

二 第三次近衛内閣時代(上)(七月一八日—九月五日)

△2七月二日来電五四五(若杉・ウエルズ会談)(三七二) ○3七月二三日往電三九七(交渉の継続)(三七三)

*4七月二三日来電五五〇(情勢報告)(三七四) △5七月二三日来電五五五(野村・ウエルズ会談)(三七四)

△6七月二四日往電四〇六(在米日本資産の凍結)(三七五) *7七月二四日来電五六六(野村・ルースベルト会談)(三七六)

△8七月二六日東京回章一六一六(中国における在米財産の処理)(三七六)

*9七月二七日来電(番号なし)(野村・ルースベルト会談の詳細)(三七六) △10七月二七日東京回章一六二二

(二)英米の日本資産凍結に対する対抗措置(三七八) △11七月三〇日来電六〇九(米艦「ツツイラ」撃爆事件)(三七八)

△12七月三一日往電四三三(日本政府の方針)(三七八) *13八月四日来電六四五(来栖大使の派遣要請)(三八〇)

○14八月五日往電四四七(わが提案に関する訓令)(三八〇) *15八月五日来電六五

- 二(若杉・ウエルズ会談)(三八二) * 16八月五日往電四四八(わが方の提案)(三八三) * 17八月六日来電六五九(野村・ハル会談)(三八四) ○ 18八月七日往電四五二(日米首脳会談の申入れ)(三八五) ○ 19八月七日来電六六三(情勢報告)(三八六) * 20八月八日来電六七一(米側回答提示の件)(三八七) * 21八月八日来電六七二(米側回答)(三八七) ○ 22八月九日来電六七四(首脳会談について)(三八八) * 23八月一二日往電四七〇(首脳会談について)(三八九) * 24八月一五日往電四七〇(首脳会談について)(三八九) ○ 25八月一六日来電七〇三(首脳会談の見通し)(三八九) * 26八月一七日来電七〇五(野村・ハル会談)(三九〇) * 27八月一八日来電七〇七(武力進出に対する米側警告)(三九一) * 28八月一八日来電七〇八(首脳会談提案に関する米側回答)(三九二) * 29八月一八日来電七〇九(野村・ルーズベルト会談)(三九四) * 30八月一八日来電七一三(野村大使の意見具申)(三九五) * 31八月一九日来電七一九(首脳会談について)(三九六) △ 32八月二〇日往電四八七(わが対ソ態度について)(三九七) * 33八月二二日来電七二三(わが回答案の申達)(三九八) △ 34八月二三日往電四九七(米英の凍結令実施状況に関する西山財務官報)(三九八) * 35八月二六日往電五〇一(近衛メッセージの発出)(三九九) * 36八月二六日往電五〇二(近衛メッセージ)(三九九) * 37八月二六日往電五〇三(わが方の回答)(三九九) ○ 38八月二六日往電五〇四(対米回答提出の訓令)(四〇二) △ 39八月二六日往電五〇五(対ソ石油輸送に関する対米抗議)(四〇二) * 40八月二七日来電七四八(対米回答の提出)(四〇三) * 41八月二八日往電五〇九(わが提案の説明)(四〇三) * 42八月二八日来電七五二(野村・ルーズベルト会談)(四〇四) ○ 43八月二九日来電七五六(野村・ハル会談)(四〇五) * 44九月二日来電七六二(野村・ハル会談)(四〇六) * 45九月三日来電七七八(野村・ルーズベルト会談)(四〇七) ○ 46九月三日往電五二四(首脳会談の促進について)(四〇七) ○ 47九月四日往電五二八(わが提案提出の訓令)(四〇八) * 48九月四日往電五二九(わが提案)(四〇九) * 49九月四日来電七八二(野村・ハル会談)(四一〇) * 50九月五日往電五三三(わが提案について)(四一〇) 三 第三次近衛内閣時代(下)(九月六日—一〇月一七日)
- * 51九月六日来電七八八(わが提案の提出)(四一一) * 52九月八日来電七九一(情勢報告)(四一一) * 53九月一〇日来電七八八(野村・ハル会談)(四一二) * 54九月一一日来電八一〇(駐兵問題について)(四一二) * 55九月一三日往電五六〇(わが提案趣旨の説明)(四一三) ○ 56九月一五日来電八一九(わが回答に関する

- 見解) (四一四) △57九月一七日来電八二三(撤兵と駐兵問題について) (四一五) * 58九月二〇日来電八三八(野村・ハル会談) (四一六) * 59九月二二日往電五九〇(日中和平基礎条件) (四一七) △60九月二二日来電八三九(米世論の動向) (四一七) ○61九月二三日来電八四二(日中和平基礎条件の申入れ) (四一九)
- △62九月二六日往電五九七(交渉に関する注意) (四二〇) ○63九月二七日往電六〇四(駐日米大使への申入れ) (四二二) ○64九月二七日往電六〇五(駐日米大使への申入れ要旨) (四二二) ○65九月二七日来電八六五(わが提案に関する意見具申) (四二三) 66九月二八日往電六〇六(駐日米大使との会談) (四二六) △67九月二九日来電八六七(野村・ハル会談) (四二七) △68九月二九日来電八七〇(井口参事官の日米交渉に関する所見) (四二七) ○69九月三〇日往電六一四(わが提案の説明) (四二九) △70九月三〇日来電八八一(野村・スターク提督会談) (四三一) ○71一〇月一日往電六一八(わが提案の説明) (四三一) △72一〇月二日往電六二五(近衛内閣危機情勢の否定) (四三四) ○73一〇月二日来電八八九(野村・ハル会談) (四三四)
- 74一〇月三日往電六二七(駐日英大使との会談) (四三四) ○75一〇月三日往電六二八(駐日英大使の意見) (四三五) ○76一〇月三日来電八九四(情勢報告) (四三五) ○77一〇月四日往電六三七(米側意向の打診) (四三七) * 78一〇月六日往電(番号なし)(わが方の趣旨徹底について) (四三八) ○79一〇月七日往電六四三(駐日米大使との会談) (四三九) △80一〇月八日来電九〇七(首脳会談促進に関する見解) (四四一)
- 81一〇月九日来電九一五(野村・ハル会談) (四四二) ○82一〇月九日来電九一七(野村・ハミルトン会談) (四四三) △83一〇月一〇日往電六五〇(首脳会談の督促) (四四四) ○84一〇月一〇日来電九二二(首脳会談に関する観測) (四四四) ○85一〇月二二日往電六五四(駐日米大使との会談) (四四五) ○86一〇月一三日往電六五八(米側意向の打診) (四四六) △87一〇月一三日往電六六二(電話連絡用の隠語) (四四六)
- △88一〇月一三日往電六六三(若杉・ウエルズ会談の報告督促) (四四六) ○89一〇月一三日来電九三九(若杉・ウエルズ会談要旨) (四四七) ○90一〇月一三日来電九四一(若杉・ウエルズ会談の詳細) (四四八)
- △91一〇月一四日来電九四三(野村・ターナー提督会談) (四五一) ○92一〇月一五日来電六六七(わが方の意向) (四五二) △93一〇月一五日来電九五〇(撤兵問題について) (四五二) ○94一〇月一六日往電六七二(ドイツの対日申入れ) (四五三) ○95一〇月一六日往電六七二(三国条約について) (四五三) △96一〇月一六日来電九五九(寺崎・ターナー会談) (四五四) ○97一〇月一六日来電九六二(若杉・ハル会談) (四五五)

○98一〇月一七日往電六八二(内閣総辞職について)(四五八) ○99一〇月一七日来電九六六(若杉・ハル、ウエルズ会談)(四五八)

四、東條内閣時代(一〇月一七日—二月八日)

△100一〇月八日来電(番号なし)(一時帰朝の請願)(四六一) △101一〇月二〇日来電(番号なし)(海相に一時帰朝の側面的援助を依頼)(四六一) ○102一〇月二二日往電六九八(交渉継続を指示)(四六二) △103一〇月二二日来電(番号なし)(一時帰朝を重ねて請願)(四六三) △104一〇月二三日往電(番号なし)(留任の慰留)(四六四) ○105一〇月二四日来電九九五(若杉・ウエルズ会談)(四六四) △106一〇月二五日往電七〇九(米側の態度確認を指示)(四六六) △107一〇月二七日来電一〇〇四(野村・ブラット提督会談)(四六六) 108一〇月二九日来電一〇〇八(米側の態度について)(四六七) △109一〇月二九日来電一〇一〇(米国内情勢について)(四六九) △110十一月一日往電七二二(米国案について照会)(四六九) ○111十一月二日往電七二二(国交調整方策の審議)(四七〇) ○112十一月二日往電七二三(駐日米英大使と会見)(四七〇) △113十一月三日来電一〇二二(参考事項について請訓)(四七一) △114十一月三日来電一〇二五(米案照会に対する回答)(四七一) 115十一月四日往電七二五(最終訓令の発出)(四七二) ○116十一月四日往電七二六(甲案とその説明)(四七三) ○117十一月四日往電七二七(乙案について)(四七五) ○118十一月四日往電七三〇(来栖大使の特派)(四七六) ○119十一月四日往電七三一(英蘭の締約保障の取付け)(四七六) ○120十一月五日往電七三二(協定形式について)(四七七) ○121十一月五日往電七三五(甲案提出を指示)(四七七) ○122十一月五日往電七三六(交渉の期限について)(四七八) △123十一月五日来電一〇三七(大統領との会談について)(四七八) 124十一月五日来電一〇四〇(新聞の指導について)(四七九) ○125十一月六日往電七三九(来栖大使派遣事情の説明)(四七九) △126十一月六日往電七四〇(自衛問題について)(四八〇) △127十一月六日往電七四一(米大統領との会談について)(四八〇) △128十一月六日来電一〇五一(新聞記事の取締について)(四八〇) △129十一月七日来電一〇五三(新聞の指導について)(四八二) △130十一月七日来電一〇五四(米側に甲案を説明)(四八一) ○131十一月七日来電一〇五五(野村・ハル会談)(四八一) ○132十一月九日往電七五一(中国問題に関するハル提案について)(四八三) △133十一月九日往電七五二(新聞指導について)(四八三) 134十一月一日往電七五四(ハル提案の利用について)(四八四) ○135十一月一日往電七五五

- (ハル提案の措置について) (四八四) ○136 十一月二〇日往電七五七 (外相・駐日米大使会談) (四八五)
- 137 十一月一〇日米電一〇六六 (米閣僚との内話について) (四八七) △138 十一月一〇日米電一〇六九 (野村・ルーズベルト会談) (四八八) ○139 十一月一〇日米電一〇七〇 (野村・ルーズベルト会談) (詳細) (四八八)
- * 140 十一月一日往電七五八 (交渉段階について) (四九〇) ○141 十一月一日往電七六二 (交渉見通しについて照会) (四九〇) △142 二月二日 往電七六三 (対米抗議について) (四九二) ○143 十一月一日往電七六四 (外相・駐日英大使会談) (四九二) △144 十一月一日米電一〇七四 (ハルとの会談を予報) (四九三)
- 145 十一月二日米電一〇八七 (野村・ハル会談) (四九三) △146 十一月三日往電七六六 (自衛権について) (四九五) ○147 二月三日米電一〇八九 (若杉・バラントイン会談) (四九六) △148 十一月四日往電七七二 (乙案の提示時期について) (四九八) △149 十一月四日往電七七三 (?) (対米提案について) (四九八) ○150 十一月四日米電一〇九〇 (情勢観測について) (四九八) △151 十一月五日往電七七四 (乙案の促進について) (五〇〇) ○152 十一月五日往電七七五 (交渉督促について) (五〇〇) ○153 十一月五日往電七八一 (来栖大使宛交渉督促について) (五〇一) 154 十一月五日米電一〇九五 (野村・ハル会談) (五〇二)
- * 155 十一月五日米電一〇九六 (米側の回答) (五〇三) * 156 十一月五日米電一〇九七 (米側の提案) (五〇四) 157 十一月五日米電一〇九八 (交渉決裂の結果の予想) (五〇五) ○158 十一月五日米電一一〇六 (野村・ハル会談) (五〇七) 159 十一月五日東京回章二三三〇 (暗号機械の処分方法) (五〇九) △160 十一月五日往電 (番号なし) (交渉促進について) (五一〇) ○161 十一月六日往電七八二 (オーラル甲号の回答要領) (五一〇) 162 十一月六日米電一一〇七 (米側の空気について) (五一二) △163 十一月七日米電一一三三 (野村・来栖・ルーズベルト、ハル会談) (五一二) △164 十一月七日米電一一一四 (国務省の態度について) (五一二) ○165 十一月七日米電一一一八 (野村・来栖・ルーズベルト、ハル会談) (五一二) ○166 十一月七日往電七八三 (わが提案の修正) (五一五) ○167 十一月七日往電七八四 (米側回答の措置) (五一五)
- 168 十一月七日往電七八五 (米提案の措置) (五一五) △169 十一月七日米電一一二七 (三国条約について) (五一六) ○170 十一月八日米電一一二九 (わが案の修正請訓) (五一七) ○171 十一月八日米電一一三二 (野村・来栖・ハル会談) (五一八) ○172 十一月八日米電一一三三 (来栖大使の意見具申) (五一八) ○173 十一月八日米電一一三四 (野村・来栖・ハル会談報告の補足) (五二二) △174 十一月八日往電七八八 (交

渉決裂の場合の措置) (五二二) △175 一月一日八日来電一一三五(野村、来栖・米開僚会談) (五二三) △176
 一月一日九日東京回章二三五三(非常事態の警報へウィンド・メッセージ) (五二三) △177 一月一日九日東京
 回章二三五四(断交のおそれの通報要領) (五二四) ○178 二月一日九日往電七九八(乙案提出の指示) (五二四)
 ○179 一月一日九日往電七九九(乙案による交渉要領) (五二五) ○180 一月一日九日往電八〇〇(乙案の説明)
 (五二六) △181 一月一日九日往電八〇一(仏印駐兵の移駐) (五二六) ○182 一月一日九日来電一一三六(野
 村大使の意見具申) (五二七) 183 一月一日九日来電一一四〇(配船準備の発表再考について) (五二七) ○184
 一月二〇日往電八〇六(野村大使の試案を拒否) (五二八) △185 一月二〇日来電一一四四(野村、来栖・ハ
 ル会談の要旨) (五二八) ○186 一月二〇日来電一一四七(野村、来栖・ハル会談の詳細) (五二九) △187 一
 月二〇日来電一一四八(新聞の指導について) (五三〇) ○188 一月二二日往電八一一(交換公文案につい
 て) (五三〇) △189 一月二二日往電八一一(乙案を協定に使用するときの前文) (五三一) ○190 一月二三日
 往電八一二(交換の督促) (五三一) △191 一月二二日往電八一五(防共協定について) (五三一) ○192 一
 月二二日往電八一六(日中間の紹介者について) (五三二) △193 一月二二日往電八一七(米側に提示した乙
 案について) (五三三) △194 一月二二日来電一一五八(米側に提示した乙案について) (五三三) ○195 一
 月二二日来電一一五一(野村、来栖・ハル会談) (五三三) ○196 一月二二日来電一一六〇(野村、来栖・ハ
 ル会談報告補足) (五三三) ○197 一月二二日来電一一六一(野村、来栖・ハル会談報告補足) (五三六)
 ○198 一月二四日往電八二二(乙案の督促) (五三八) ○199 一月二四日往電八二二(外相・駐日米大使会談)
 (五三九) △200 一月二四日往電八二三(期限は東京時間) (五三九) △201 一月二五日来電一一七七(新
 聞の指導について) (五三九) * 202 一月二五日来電一一七八(米側回答の遅延について) (五四〇) * 203 一
 月二五日来電一一七九(米、英、蘭、中の打合わせについて) (五四〇) ○204 一月二六日往電八三〇(交
 渉の督促) (五四〇) ○205 一月二六日往電八三三(石油需要等について) (五四一) △206 一月二六日往電
 八三六(電話用の隠語) (五四二) △207 一月二六日(若杉公使と山本アメリカ局長間の電話連絡) (五四二)
 △208 一月二六日(来栖大使と山本局長間の電話連絡) (五四三) ○209 一月二六日来電一一八〇(野村、
 来栖の打開策具申) (五四三) ○210 一月二六日来電一一八九(野村、来栖・ハル会談) (五四四) ○211 一
 月二六日来電一一九〇(交渉打切りの場合の措置) (五四五) ○212 一月二六日来電一一九一(野村、来栖

- ハル会談の詳報 (五四七) △213 一月二七日往電八四一 (乙案英文テキストの改定) (五四八) △214 一月二七日往電八四二 (米の關印保護占領意図について) (五四九) △215 一月二七日東京回章二四〇九 (隠語による緊急通信法) (五四九) △216 一月二七日 (米栖大使と山本局長間の電話連絡) (五五二) ○217 一月二七日來電二〇〇四 (米國の武力措置について) (五五五) ○218 一月二七日來電二〇〇六 (野村、來栖・ルースベルト会談) (五五五) ○219 一月二八日往電八四四 (米側提案に対する措置) (五五七) ○220 一月二八日來電二〇〇九 (南方武力行動に関する観測) (五五八) ○221 一月二八日來電二二四 (米側の交渉公表) (五五八) ○222 一月二九日往電八五七 (交渉要領の指示) (五五九) △223 一月二九日來電二二六 (特別情報について) (五五九) △224 一月三〇日 (來栖大使と山本局長間の電話連絡) (五五九) ○225 一月三〇日來電二二三二 (東條首相の演説について) (五六一) △226 一月一日往電八六五 (東條演説について) (五六一) △227 二月一日東京回章二四三六 (暗号機械の処分について) (五六二) △228 二月一日東京回章二四四三 (暗号機械について) (五六二) ○229 二月一日來電二二五 (野村、來栖・ハル会談) (五六二) * 230 二月一日往電八六六 (東條演説について) (五六四) △231 二月一日來電二二六 (米國新聞の論調について) (五六四) ○232 二月一日來電二二七 (局面打開の意見具申) (五六五) ○233 二月一日來電二二三〇 (東條演説の反響) (五六五) △234 二月二日往電八六七 (暗号書の処分について) (五六六) ○235 二月二日來電二二三二 (野村、來栖・ウエルズ会談) (五六七) △236 二月二日來電二三四 (東條演説の新聞報道について) (五六八) ○237 二月二日來電二三九 (米大統領の記者会見について) (五六八) ○238 二月三日往電八七五 (在仏印日本軍動靜の説明要領) (五六八) ○239 二月三日往電八七六 (意見具申に対する指示) (五六九) △240 二月三日往電八七七 (わが方の提案について) (五六九) ○241 二月三日往電八七八 (交渉の促進について) (五六九) △242 二月三日東京回章二四六一 (隠語控えの保管について) (五七〇) △243 二月三日來電二二四三 (領事の引揚げについて) (五七〇) △244 二月三日來電二二四四 (タイ進出時の英米の行動について) (五七一) ○245 二月三日來電二四五 (寺崎、高木書記官の行動) (五七一) ○246 二月三日來電二二五六 (米「覚書」に関する請訓) (五七一) △247 二月四日往電八八一 (暗号書について) (五七二) ○248 二月四日往電八九一 (「覚書」の回答要領) (五七二) △249 二月五日往電八九六 (大使館員の行動について) (五七二) ○250 二月五日來電二二六一 (野村、來栖・ハル会談) (五七二) △251 二月

五日來電一二六八（暗号機械の処分について）（五七三） △252二月六日往電八九七（暗号機械について）（五四七） △253二月六日往電八九九（米国の武力行動について）（五七四） ○254二月六日往電九〇一（対米「覚書」の發電について）（五七五） ○255二月六日往電九〇二（対米「覚書」）（五七五） 256二月六日往電九〇四（機密保持について）（五八八） △257二月六日來電一二七二（米側の態度について）（五八八） *258二月七日來電一二七五（親電発出に関する情報）（五八八） *259二月七日往電九〇五（親電について照会）（五八九） 260二月七日往電九〇七（対米「覚書」提示日時について）（五八九） ○261二月七日往電九〇八（大使以下に対する慰勞）（五八九） △262二月七日往電九〇九（参事以下に対する慰勞）（五八九） △263二月七日往電九一〇（暗号機械等の処分について）（五八九） △264二月七日東京回章二四九四（英米との国交予期に反す）（五九〇） △265二月七日來電一二七八（暗号機械等の処分開始について）（五九〇）

第二部 東京と在米大使館以外の在外公館間の外交電報
一 東京——各公館

1 一月七日東京回章二二八八（日米交渉の現状）（五九一） 2 一月一〇日東京回章二二九三（総辭職の理由などについて）（五九二） 3 一月二日東京回章二二三三（日米交渉の現状）（五九二） 4 一月一四日東京回章二三一九（日米交渉決裂の場合の対外政策）（五九二） 5 一月二〇日東京回章二三六四（日米交渉の見通し）（五九三） 6 一月二八日東京回章二四一六（日米交渉の見通し）（五九三） 7 二月二日東京回章二四四五（暗号書等の処分について）（五九三） 8 二月二日東京回章二四四七（暗号書等の処分について）（五九四）

二、東京——ベルリン

1 七月一九日往電六六九（内閣の更迭について）（五九四） 2 八月一五日往電七三九（外相・駐日ソ連大使會談）（五九四） 3 八月二五日往電七四〇（外相・駐日独伊大使會談）（五九五） 4 八月一九日（天羽外務次官とオット駐日独大使會談記録）（五九六） 5 八月二九日（天羽外務次官とオット駐日独大使會談記録）（五九六） 6 八月三〇日（豊田外相とオット駐日独大使會談記録）（五九八） 7 一月一日來電一一九八（大島・リップントロップ會談）（五九九） 8 一〇月八日往電八七三（日米交渉と三國条約について）（六〇〇） 9 一月二一日往電九六九（獨逸ノ係に対する態度）（六〇二） 10 一月二九日來電一三九三（大島・リップントロップ

- 会談) (六〇二) 11 十一月三〇日往電九八五(日米交渉の見通し) (六〇四) 12 十一月三〇日往電九八六(日米交渉の見通し) (六〇六) 13 十二月六日往電一〇〇三(対ソ態度について) (六〇七) 14 十二月八日来電一四三七(独の対米態度について) (六〇七)
- 三、東京—ローマ
- 1 九月三〇日来電六二七(イタリアの国内情勢について) (六〇八) 2 十二月三日来電九八五(イタリアの対米英戦態度) (六〇八)
- 四、東京—広東
- 1 七月一四日来電二五五(日本の南進計画について) (六〇九)
- 五、東京—ハノイ
- 1 十一月二五日来電一一八(日米交渉について) (六一〇) 2 十二月二八日往電九三(仏印政府に対する態度について) (六一一)
- 六、東京—バンコク
- 1 十一月三日来電八九二(タイとの通貨取決めについて) (六一一) 2 十二月六日往電八五二(X日の決定について) (六一二)
- 七、東京—ロンドン
- 1 十二月一日東京回章二四四三(暗号機械等の処分について) (六一二)
- 八、東京—ヴィシー
- 1 十一月二日往電五二八(仏印問題に関する訓令) (六一二)
- 九、東京—新京
- 1 十一月二八日来電七八一(英米人の処置について) (六一三)
- 一〇、東京—シンガポール
- 1 十二月二日東京回章二四五〇(隠語について) (六一三)
- 第三部 ウィンド・メッセージに関する資料
- 1 ポートランド連邦通信委員無線電信所の日本の天気予報に関する一九四一年二月五日付け傍受「覚え」(六

一六) 2 連邦通信委員会無線課報部の夜間当直日誌一九四一年一月二十四日——二月四日(六一六) 3 キ
メル提督のハルゼー提督宛書簡一九四四年三月一八日(六一九)

第四部 サフォード海軍大佐〔開戦時、米海軍通信課課長〕の「覚書」

1 ソネット海軍少佐に対する「覚書」一九四一年一月二六日の諸メッセージに関する評価(六一〇) 2 ソネット

海軍少佐に対する「覚書」「UTU」放送に関する評価(六一五) 3 ソネット海軍少佐に対する「覚書」(龍

田丸とブレジデント・マディソン号に関する資料)(六一八) 4 ウォルター・フーテとの会談「覚え」(六一九)

5 ヒューウィット提督に対する「覚書」(真珠湾調査について)(六三二) 6 真珠湾悲劇に関するヒューウィ

ット査問会議「覚え」(六三三) 7 ソネット海軍少佐に対する「覚書」(ウインド・メッセージについて)(六三四)

第五部 「森電話連絡」(一九四一年二月三日、ハワイの日本人と東京の連絡)(六三八)

第六部 ヒトラー・松岡会談記録(一九四一年四月四日、ベルリンにおいて)(六四二)

七 グルー駐日大使電報

一 真珠湾に対する奇襲攻撃の公算

1 グルーより國務長官宛一九四一年一月二七日(真珠湾奇襲に関する駐日ペルー公使の情報について)(六四五)

2 スターク海軍作戦部長より米太平洋艦隊司令長官宛一九四一年二月一日(グルー大使電の通知と所見)(六四

五) 3 グルーより國務長官宛一九四一年一月三日(日本の国内情勢について)(六四六) 4 グルーより國

務長官宛一九四一年一月一七日(日本の奇襲行動について)(六四八)

二 「ハル・ノート」に対する日本の反響

1 グルーより國務長官宛一九四一年二月一日(著名な日本人の「ハル・ノート」に対する反響などについて)

(六四九)

三 対日一般政策についての至急電(いわゆる緑灯)

1 グルーより國務長官宛一九四〇年九月二日(米国の対日政策について)(六四九)

四 グルー大使より大統領および國務省宛電報集

1 グルーより大統領宛書簡一九四一年九月二日(近衛首相の評価などについて)(六五二) 2 グルーより國

務省宛一九四一年一月七日（日本政府の交渉継続要望について）（六五八） 3 グルーより國務省宛一九四一年二月五日（英艦シンガポール到着の反響について）（六五九） 4 グルーより國務省宛一九四一年二月八日（日本政府の最終「覚書」手交と天皇の返書について）（六五九）

五 日米関係について 外國駐在日本代表の言動に関する米國在外大使の報告

1 ペルー駐在米大使より國務省宛一九四一年四月四日（日米戦におけるペルーの態度について）（六六〇） 2
 ベイルート（レバノン）駐在米領事より國務省宛一九四一年五月二四日（日本の戦計争画準備について）（六六〇） 3
 ブラジル駐在米大使より國務省宛一九四一年六月九日（日米戦におけるブラジルの態度について）（六六〇） 4
 スイス駐在米大使より國務省宛一九四一年九月一日（日本の参戦情報について）（六六〇） 5
 ミニカ駐在米公使より國務省宛一九四一年一月三日（日米戦における中米諸國の態度について）（六六一）
 6 チリ駐在米大使より國務省宛一九四一年二月二日（日本公使の言動について）（六六一）

八 日本軍事電報

(1) ハワイ方面 *（編者注）ワシントン当局が特に注意深い考慮を払うべきであったと認められる重要電報を示す。

A 一九四一年二月七日以前に翻訳された電報

(2) 一九四〇年二月二日 二月二日の真珠湾在泊艦船報告（六六二） 二月二〇日 二月二日には艦艇動きなし（六六二） (3) 二月二四日 艦艇の動きについての報告（六六二） 一九四一年一月六日 五日朝の真珠湾在泊艦船報告（六六三） (4) 一月七日 戦艦部隊の動静報告（六六三） 一月九日 軽巡「シンシナチ」の行動報告（六六三） 一月一六日 港内在泊艦艇および戦艦行動報告（六六三） (5) 一月一六日 戦艦部隊の行動および港内在泊艦船報告（六六四） 一月二一日 空母二隻の動静報告（六六四） 一月二八日 真珠湾在泊艦艇の状況報告（六六四） (6) 二月六日 港内在泊艦船および空母その他の行動報告（六六四） (7) 二月二日 主力艦の行動および港内在泊艦船報告（六六五） (8) 二月二四日 空母の動静および港内在泊艦船報告（六六五） 二月二七日 艦隊の行動および港内在泊艦船報告（六六六） (9) 三月一〇日 真珠湾在泊艦船報告（六六六） (10) 五月二日 真珠湾在泊艦船報告（六六六） (11) 五月二六日 真珠湾在泊艦船報告（六六七） 六月一四日 英巡洋艦の真珠湾入港報告（六六七） 九月二日 フラ

ンス駆逐艦の動静報告(六六七) * (12) 九月二四日 真珠湾を五水域に分ち、在泊艦船を報告すること。特

に戦艦と空母については停泊状況をくわしく報告するようにとの東京からの指令(六六八) * (13) 九月二九

日 艦艇の位置を示す符号に関する報告(六六八) * 十一月五日 在泊艦艇報告を週二回送るようにとの指

令(六六九) (14) 十一月八日 一五日の港内在泊艦船その他重要報告(六六九)(15) * 十一月八日指

定水域に錨泊中の艦艇に対する報告指令(六六九) * 十一月二〇日 艦隊航空基地の艦艇調査の指令(六六

九) * 十一月二九日 行動の有無にかかわらず艦艇報告を送るようにとの指令(六七〇)

B 一九四一年二月七日以後に翻訳された電報

(16) 十一月二四日 艦隊の行動要領その他に関するくわしい報告(六七〇) (17) 十一月二四日 艦艇の

行動要領その他に関するくわしい報告(六七〇) (18) 十一月二八日 主力艦の動静をその都度くわしく報告せ

よとの指令(六七二) (19) 十一月二八日 ミッドウェーの状況を含む軍事報告(六七二) (20) 十一月一

日 真珠湾方面におけるくわしい演習報告(六七二) (21) 十二月二日 主力艦の動静を毎日報告のこと、お

よび阻塞気球をあげているかどうか、防雷網を戦艦につけているかどうかの調査を指令(六七二) (22) (23)

十一月三日 艦艇動静に関する信号通信方式の変更ならびに敷設に関する詳細な報告(六七三) (25) 十二月

四日 英国軍艦の行動報告(六七五) (26) 十二月五日 在泊艦艇報告(六七五) 十二月六日 艦隊の動静

(六七五) (27) (28) 十二月六日 阻塞気球、防雷網に関する報告(六七五) (29) 十二月六日 最後の

艦艇在泊報告および艦隊は航空偵察を行なっていないとの報告(六七六)

(30) 2 パナマ

A 一九四一年二月以前に翻訳された電報

(31) 一九四一年八月二日 英米船舶のパナマ運河通航状況を報告せよとの指令(六七六) 八月一日 パ

ナマ運河通航船その他の報告(六七六) (32) 八月一八日米陸軍重爆機の行動(六七七) 八月二〇日 パ

マ運河通航船舶報告(六七七) (33) 九月二日 同内容(六七七) (34) 九月二三日パナマ運河地帯の地

図を東京に送る報告(六七七) (35) 九月三〇日 フランス軍艦の消息報告(六七八) (36) 一〇月二日

パナマ海軍区の増強状況その他の報告(六七八) (37) 一〇月二日 パナマ運河通航状況報告(六七八)

(38) 一〇月六日 パナマの飛行基地および空港についての報告(六七九) (39) 一〇月一八日 パナマの軍

- 事施設および運河通航状況報告(六七九) (40) 一〇月一八日パナマの軍事施設状況の報告(六八〇) (41)
 一〇月二八日 運河通航艦船報告(六八〇) (42) 一二月四日 同内容(六八〇) (43) 十一月五日 イタ
 リア系将校の措置と運河通航船舶報告(六八一) (44) 十一月二〇日 運河通航艦船報告(六八一) (45) 一
 月二二日 運河航空兵力の増強報告(六八二) (46) (47) 十一月三日 パナマ艦船報告(六八二)
 B 一九四一年一月二七日以後に翻訳された電報
 (48) 十一月二〇日パナマ運河通航船舶報告(六八二) (49) (50) (51) 十一月二三日 パナマ運河防衛状
 況報告(六八二―六八三) (52) 十二月一日 戦艦、空母のパナマ運河通航を報告せよとの指令(六八四)
 3 フィリピン [以下主要内容目次]
 A 一九四一年一月二七日以前に翻訳された電報
 (54) 一九四一年八月一日 米海軍および陸軍機の偽装と識別を報告せよとの指令(六八四) (55) 八月二日
 軍用機の偽装および識別についての報告(六八五) (57) 八月二日 英艦の動静報告(六八五) (58) 八
 月二〇日 マニラの防備施設に関する報告(六八六) (59) 八月二〇日 航空基地造成に関する報告(六八六)
 (60) 八月二二日 ダバオ発艦艇動静および軍事施設に関する報告(六八六) (66) 九月一日 報告は週一回
 のこと、但し主要軍艦の発着はその都度報告せよとの指令(六八九) (68) 九月五日 軽巡一その他艦船三
 シンガポールに向う(六九〇) 九月二六日ダバオ発 米駆逐艦、潜水艦の行動報告(六九一) 一〇月四日 ル
 ソン島の沿岸防衛作業の進捗状況、兵力配備を調査報告せよとの指令(六九二) (72) 一〇月一四日 アジア
 艦隊の主力の行動報告(六九二) 一〇月二二日 ダバオ発 ミンダナオの航空基地造成報告(六九二) (76)
 一〇月二五日 在泊艦艇報告(艦艇は戦時色に塗り換え中)(六九三) 十一月一日陸海軍機、兵力、艦船動静報告
 (六九四) (79) 十一月一日 ルソン方面陸軍の増強防備施設の強化報告(六九五) (82) 十一月五日 港
 および空港の防備状況兵力その他を報告せよとの指令(六九六) (83) (84) 十一月六日 陸上防衛兵力、施設
 の増強報告(六九七) (91) 十一月五日 大型機のフィリピン向け経路を調査せよとの指令(七〇〇) (95)
 一二月二四日 増援軍が続々到着、空気緊張しつつありとの報告(七〇二) 十一月二八日 マニラ市の上空
 哨戒実施中(七〇三)
 B 一九四一年一月二七日以後に翻訳した電報

(97) 一月二十九日 マニラ在泊艦船報告(七〇三) (98) 二月一日 艦船動静報告(七〇四)

4 東南アジアおよび蘭印

A 一九四一年一月七日以前に翻訳した電報

(101) 九月六日 日本人所有の大型漁船に関する隻数その他の要目を調査報告せよとの指令(七〇五) 一〇月二日 マライ方面の航空部隊の編成その他を報告せよとの指令(七〇六) 一〇月二日 蘭印方面の航空部隊の編成その他を報告せよとの指令(七〇六) (103) (104) (105) 一〇月二五日 蘭印航空部隊に関する詳細な報告(七〇六) 一月一八日 英軍約一万人がマライ方面に向ったという情報に対し注意を払うようとの指令(七〇八)

5 アメリカ西岸

A 一九四一年一月七日以前に翻訳した電報

九月一八日 英戦艦「ウォアスパイト」の行動報告(七〇八) (111) 一〇月二六日 軍艦行動報告の要領(七〇九)

7 特に興味ある他の電報

(117) 二月一五日 米國およびカナダに関する情報のうち特に要望する事項に関する指令(七一) (119) 二月一五日 情報収集に関し特にホルル領事に要望した指令(七一) (122) 六月二三日パナマ運河の地図に関するメキシコ大使報告(七一三) 六月二五日 (123) (124) ウラジボストックの軍事情勢報告(七一三) (126) 七月二五日 フィリピン防衛強化状況報告(七一五)

付録「米國の防衛政策および戦略、一九四一年」(キッドレッツ)……………七二七